平成２７年（フ）第４２８号
大分市大字羽屋285番地の２（サービス付き高齢者向け住宅　涼音）
債務者　平形　久人
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５２号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅116棟７号
債務者　黒木　和幸
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５０号
宮崎県日南市南郷町西町１番地63
債務者　坂元　文子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第９３号
宮崎県都城市上東町20―16
債務者　川添　和宏
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４０７号
鹿児島県いちき串木野市春日町145番地　エスタシオン宇田川101
債務者　吉村　民子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７９号
鹿児島県奄美市名瀬金久町９番８号（２Ｆ）
債務者　窪田　正美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1115番地26（D住宅103）
債務者　祝　　貴喜
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１２８号
福島県郡山市富久山町久保田字南田74番地の１
債務者　鈴木　正己
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
金沢市金石北３丁目14番23号　県営住宅２棟303号、従前の住所金沢市粟崎町ト62番地１
債務者　新谷　琢哉
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
金沢市金石北３丁目14番23号　県営住宅２棟303号、従前の住所金沢市粟崎町ト62番地１
債務者　新谷　美幸
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
山口県周南市羽島２丁目12番３―505号
債務者　倉津　志保
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１３４３号
埼玉県上尾市富士見２丁目19番17号
債務者　早坂　一仁
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５０号
埼玉県八潮市大字西袋928番地
債務者　末永　豊治
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
福岡県中間市朝霧４丁目７番１号
債務者　中田　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０９号
北九州市小倉南区朽網西４丁目24番８―206号
債務者　坂口　彰男
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６１４号
北九州市門司区清見３丁目２番１―408号
債務者　山根　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６１８号
北九州市小倉南区蒲生２丁目12番28号（グリーンハイツひかりⅡ102号）
債務者　大藤　肇晃
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部